

令和5年6月

伊那市議会定例会 委員会提出議案書  
(関係資料)

令和5年6月23日



令和5年6月伊那市議会定例会 委員会提出議案 目次

|  |   |
|--|---|
| 委員会提出議案第2号 伊那市議会議員政治倫理条例の一部を改正<br>する条例 | 4 |
| 委員会提出議案第2号関係資料 伊那市議会議員政治倫理条例新旧<br>対照表  | 5 |
| 委員会提出議案第3号 伊那市議会議員の請負の状況の公表に<br>関する条例  | 6 |

伊那市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

伊那市議会議員政治倫理条例（平成 25 年伊那市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し中「自粛」を削り、同条第 1 項中「市が行う工事、製造その他の請負契約、業務の委託契約及び物品の購入契約又はこれらの契約の下請若しくは再委託に関する契約を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない」を「市に対し請負（同条に規定する請負をいう。以下この項において同じ。）をしてはならない。ただし、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 121 条の 2 に規定する額以下である場合は、この限りでない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

令和 5 年 6 月 23 日提出

伊那市議会 議会運営委員会  
委員長 三澤 俊明

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 101 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

## 委員会提出議案第2号関係資料

### 伊那市議会議員政治倫理条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧   | 新  |
|---|--|
| <p>(工事等に関する契約自粛)</p> <p>第6条 議員は、自ら若しくは配偶者が事業を営んでいる場合又は役員として、若しくは実質的に事業の経営に関与する場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、<u>市が行う工事、製造その他の請負契約、業務の委託契約及び物品の購入契約又はこれらの契約の下請若しくは再委託に関する契約を</u>辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。</p> <p>2 略</p> | <p>(工事等に関する契約)</p> <p>第6条 議員は、自ら若しくは配偶者が事業を営んでいる場合又は役員として、若しくは実質的に事業の経営に関与する場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、<u>市に対し請負（同条に規定する請負をいう。以下この項において同じ。）をしてはならない。ただし、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2に規定する額以下である場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p> |

伊那市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、伊那市議会議員（以下「議員」という。）が伊那市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における伊那市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

令和5年6月23日提出

伊那市議会 議会運営委員会  
委員長 三澤 俊明

(提案理由)

伊那市議会議員の伊那市からの請負の状況を公表することに関し、必要な事項を規定するため、提案するものであります。